

報道向け提供資料

資料提供	令和4年1月27日
担当課	姫路市監査事務局
担当者	岩澤・下里
電話番号	221-2816

住民監査請求監査の実施について

以下のとおり、監査委員が住民監査請求を受理し、監査を実施します。

記

1 住民監査請求のテーマ

街路樹管理業務委託料の返還について

2 請求人

姫路市民 山口 雅啓

3 請求の要旨

街路樹の銀杏や楓は秋に紅葉して自然に落葉するのが本来の姿であるが、姫路市建設局は毎年紅葉すると市内9か所において故意に枝葉をせん定している。この行為は、それぞれの木の成長を妨げ、また、市民の紅葉を見る楽しみを阻害し、税金の無駄遣いをしている。このことについては、2、3年前から建設局幹部に直接言っているが、解決しない。

姫路市が支払った令和3年度街路樹管理業務委託料(11件)3,375万9,000円を、姫路市長及び建設局長に対し、返還させることを求める。

4 請求の経過

- 令和4年1月25日に住民監査請求の提出があった。
- 令和4年1月27日に監査委員の合議により、本件請求の受理と監査の実施を決定した。

5 監査実施計画の概要

- 請求人及び監査対象局(建設局)に対し、住民監査請求監査の実施を本日付けで通知する。
- 請求人及び関係職員からの陳述の聴取を、監査講評室(北別館6階)において、以下の日時で開催する予定である。
 - 請求人の陳述会 令和4年2月7日(月)午後1時30分から
 - 関係職員の陳述会 令和4年2月7日(月)午後2時30分から
- 監査結果については、地方自治法の規定に基づき、請求があった日から60日以内に結論を出す。